

# 福祉車両（リフトカー）の貸出

皆さまのご利用お待ちしております。

※事前に会員登録が必要です。詳しくは貸出し窓口（総務課 地域支援係 23-8705）までお問い合わせ下さい。

区 分	内 容
利用対象者	市内に住所を有する、日常的な外出時に車いすを利用する高齢者及び身体障がい者（児）
貸出目的	体力維持向上や通院等をする場合の外出支援や地域の行事等を含む社会参加の促進
貸出期間	原則 月曜日～金曜日（祝日法による休日、年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時15分 1日8時間以内
利用可能回数	原則 月2回まで
費用	使用料は無料、ただし使用燃料費・通行料金・駐車料金は、利用会員負担 <b>社協指定のガソリンスタンドでガソリンを満タンにして返却</b>
運転手	原則 運転歴が3年以上ある利用会員家族等
運行範囲	市内を含む近隣の市町村
会員登録手続きに必要なもの	利用対象者の身分証明書（介護保険被保険証、障害者手帳など）、印鑑 運転者の運転免許証
申込方法	利用申請書を提出
車いす	福祉車両の貸出時には、車いすを併せて貸出することが可能

**注意：事業所等の職員を運転手とする法的サービス、また有償サービスとしての利用はできません**



ダイハツ タント（軽自動車）  
福祉会館で貸出をしています



三菱 ミニカ（軽自動車）  
めかた会館で貸出をしています

【参考 平成29年度 移送サービス保険】

補 償 項 目		A-2プラン
死亡保険金後遺障害保険金額		400万円
傷害入院保険金日額		4,300円
傷害手術保険金	入院中の手術	43,000円
	上記以外の手術	21,500円
傷害通院保険金		2,200円